

これから、盲、聾、養護学校教員数は年々上昇しており、1学級当たりの教員配置も増加傾向にあるが、標準法定数に対する盲、聾、養護教員数は100%に達していない。

従って、今後は、盲、聾、養護学校の教育水準向上のため、盲、聾、養護学校教員の充足に努める必要がある。

(2) 事務職員、寮母

盲、聾、養護学校における事務職員、寮母の配置についてみると、昭和51年度における事務職員は、盲学校、聾学校13人、養護学校（県立、市立）11人の合計24人となっており、標準法定数に対する充足率は表2-5-14のとおり、盲、聾及び養護学校を合わせた充足率は75.0%となっている。

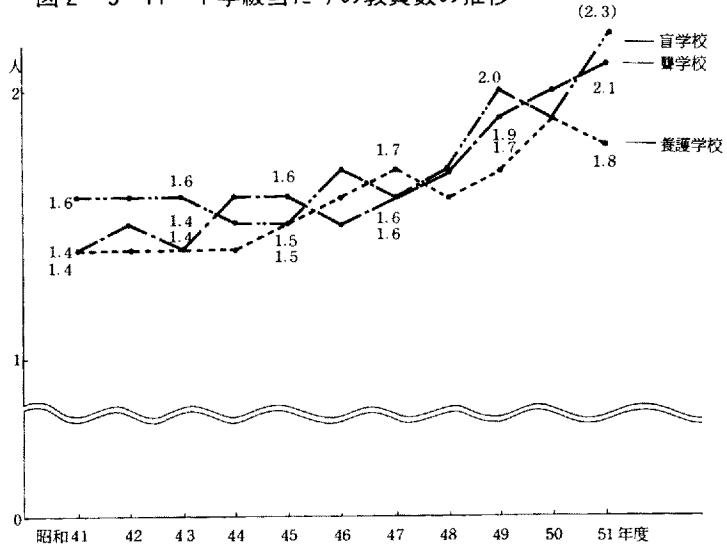
また、寮母については、盲学校、聾学校21人、養護学校29人の合計50人となっている。標準法定数に対する充足状況をみると表2-5-14のとおり、盲、聾及び養護学校を合わせた充足率は、94.3%となっている。

従って、今後は、盲、聾、養護学校における学校事務職員の配置促進を図り、標準法定数の充足を達成するとともに、児童生徒の日常生活及び健康管理等の指導上重要な役割を果たす寮母の配置促進に努める必要がある。

(3) 教職員構成

盲、聾、養護学校男女別教員の推移を昭和41年度から昭和51

図2-5-11 1学級当たりの教員数の推移



注：「学校統計要覧」(昭41～昭51)による。

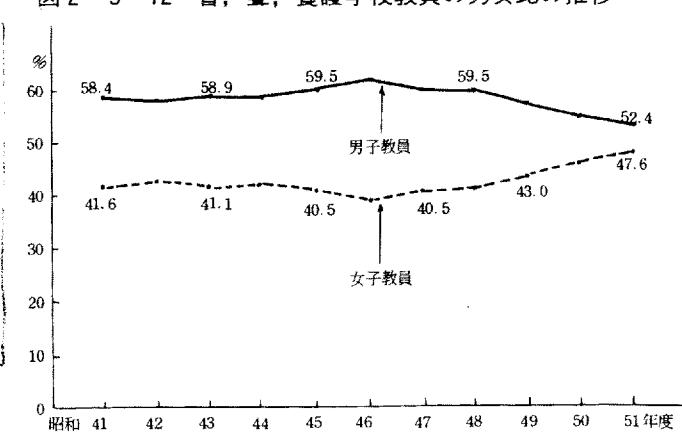
表2-5-14 盲、聾、養護学校事務職員、寮母定数
(単位：人、%)

| 職名 | 項目 | 条例定数 | | 標準法定数 | | 充足率 | |
|------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | 盲、聾学校 | 養護学校 | 盲、聾学校 | 養護学校 | 盲、聾学校 | 養護学校 |
| 事務職員 | 盲、聾学校 | 13 | 24 | 14 | 32 | 92.9 | 75.0 |
| | 養護学校 | 11 | | 18 | | 61.1 | |
| 寮母 | 盲、聾学校 | 21 | 50 | 22 | 53 | 95.5 | 94.3 |
| | 養護学校 | 29 | | 31 | | 93.5 | |

注：1. 「高等学校教育課調査」、「義務教育課調査」(昭51)による。

2. 充足率 = (条例定数) ÷ (標準法定数) × 100

図2-5-12 盲、聾、養護学校教員の男女比の推移



注：1. 「学校統計要覧」(昭41～昭51)による。

2. 男女比 = (性別教員数) ÷ (盲、聾、養護学校教員数) × 100